公益財団法人 山形県総合社会福祉基金

定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人山形県総合社会福祉基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、民間社会福祉事業の振興について必要な支援を行い、もって県民福祉の 増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉施設の整備について助成等を行うこと
 - (2) 社会福祉団体の活動について助成等を行うこと
 - (3) 社会福祉施設・団体従事者の研修について助成等を行うこと
 - (4) 社会福祉に関する調査・研究について助成等を行うこと
 - (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業は、山形県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを、 この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなけ ればならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、 定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について は承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の 規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、 前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から 第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又は二に掲げるものの配偶者
- へ 口から二まで掲げるものの3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの あるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総 務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の 法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、 評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員 には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構 成)

第14条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に 開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会 の召集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決 議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、常務理事1名を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者 の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を 有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

第7章 理事会

(構 成)

第28条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、定時理事会として毎年度6月及び3月に2回開催するほか、必要がある場合 に開催する。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の 互選により、理事会の議長を選出する。

(決 議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準 用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 助成事業審査委員会

(助成事業審査委員会)

第35条 この法人に、助成事業審査委員会を置く。

- 2 前項の委員会は、民間社会福祉事業の振興に見識を有する者等 5 名以上 10 名以内で構成 する。
- 3 第1項の委員会は、第4条に規定する助成事業の審査を行い、その結果を理事長に報告する。 また、理事長は決定状況について理事会に報告する。
- 4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項の委員会の委員の任期は、2年とする。
- 6 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 前項の職員には事務局長を置き理事長が任命する。理事長は、理事会に報告し承認を得る ものとする。
- 3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、 公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日 から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に 掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若 しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法 人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山形 県において発行する山形新聞に掲載する方法による。

第12章 雑則

(保有する株式等に係る議決権の行使)

- 第42条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。 (特別の利益の禁止)
- 第43条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等)に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定 める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等 に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法 法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、 解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 會田鋭一郎 天野禎二 今泉 朗 高橋壽子

佐藤博美 丹スワ子 望月明雄 山口英明

監事 松田昭裕 山木卓也

- 4 この法人の最初の理事長は會田鋭一郎、常務理事は望月明雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安部 久 有路俊一 熊本 均 小林裕明

澤邉みさ子 須藤路子 結城博史

附 則

改正後の定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

改正後の定款は、令和5年4月1日から施行する。